

住宅地内で農業を使用する場合には注意が必要です



農業は、適正に使用されない
と人や動物、周辺の生活環境に
悪影響を及ぼすおそれがありま
す。農業飛散による被害の発生
を防ぐために、次の点に注意し
ましょう。

▽病害虫や雑草の早期発見・駆
除 定期的に農業を散布する
のではなく、こまめな観察を
行い病害虫や雑草の早期発見

に努めましょう。早期の発見
であるほど、駆除を簡単に
行うことができます。

▽農業を使用する場合 やむを
得ず農業を使用する場合、最
小限にとどめ、使用方法や使
用上の注意事項を守りまし
ょう。

▽近隣への事前周知 農業を散
布する場合は、事前に周囲に
住んでいる方などに対して注
意を促す看板を設置するな
ど、十分な周知を行いまし
ょう。

▽問合せ 生活環境課生活環境
係

不法投棄は犯罪です



不法投棄は、「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律」で禁止
されています。違反すると5年
以下の懲役もしくは1千万円以
下の罰金を科せられることがあ
ります。不法投棄された廃棄物
を発見した場合や不法投棄を行
っている現場を目撃した際は、
最寄りの警察署に情報をお寄せ
ください。また、不法投棄され
た廃棄物は、土地の所有者や管
理者の責任で処分することにな
ります。草の繁茂やごみが散乱
している場所などは、不法投棄
の誘発を促しますので、草を定
期的に刈り取り、柵やネットを
設置するなど不法投棄の防止対
策をしましょう。市では、不法
投棄防止看板を配布しています。
看板をご希望の方はお問い合わせ

不要になった
テレビなどの取り扱い

▽問合せ 生活環境課清掃・リ
サイクル係

家電リサイクル法により、一
般家庭から排出される特定の家
電製品(テレビ、エアコン、冷
蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥
機)は、販売店などを通じて適
正に引き渡す必要があります。

▽家電製品の処理方法

●小売店に申し込む場合:家電
製品を購入した店か、買い替
えをする店などに依頼して
ください。

●小売店が引き取れない場合:
郵便局でリサイクル料金を振
り込みます(指定取引場所へ
持ち込むか、市の許可業者に
収集運搬を依頼してください。
※詳しくは、資源とごみの出し
方カレンダーか市ホームページ
をご覧ください。

▽問合せ 生活環境課清掃・リ
サイクル係

街をきれいにしましょう!

市では、町内会・自治会連合
会などの協力で道路、公園、河
川などの市内全域を清掃する
「一斉清掃」を年2回実施し、
都市環境の保全に努めています。
自主的活動で道路、河川、公
園などの公共用地の清掃をし
ていただいている市民や団体の方
には、ボランティア袋を配布し
ています。詳しくは、資源とご
みの出し方カレンダーか市ホ
ムページをご覧ください。

※ボランティア袋は、家庭ごみ
や事業所のごみは、絶対に入
れないでください。

▽問合せ 生活環境課清掃・リ
サイクル係

権利擁護講座
「知っていれば怖くない
消費者被害の
実態と対応策」

消費者トラブルに役立つ情報
を落語・漫才で楽しく分かりや
すく知り、弁護士の先生から被
害に遭った場合の対応策を学
びます。

▽日時 9月5日(水) 午後1時
30分〜3時30分

▽場所 あきる野ルピア産業情
報研修室

▽講師 法テラス、東京都消費
生活総合センター(寄席、漫
才演者)

▽対象 市内在住・在勤の方
▽定員 30人(申込み順)

▽費用 無料

▽申込み方法 8月2日(木)午前
8時30分から電話で申し込
んでください。

▽申込み・問合せ 高齢者はつ
らつセンター ☎5550・6
101

市内循環バス
「るのバス」の車内広告
スペースを個人の
作品展示に開放します



▽作品の大きさ B3用紙横型
▽作品数 7点(申込み順)
▽費用 無料

●作品にタイトル、作者などを
表示する場合は、作品中に申
込み者自身で表示してください。
●展示後の作品は、破損などで
返却できない場合があります。
●次に該当するものは掲載でき
ません。
*循環バスの公共性、中立性、
品位を損なう恐れのあるもの
*政治、宗教活動、意見広告、
個人宣伝に関するもの
*公の秩序に反するもの

▽申込み方法 8月24日(金)まで
に作品を直接窓口にお持ちく
ださい。

▽申込み・問合せ 地域防災課
地域振興係(直通558・1
394)

▽展示場所 車内7か所(ポス
ター方式)
▽対象 市内在住の方

歯は健康の源
「歯周病検診」を
受けましょう

▽検診期間 10月1日(月)〜12月
25日(火)

▽対象 市内在住で次に該当す
る方
●昭和53年4月2日〜昭和54年
4月1日生まれ
●昭和43年4月2日〜昭和44年
4月1日生まれ
●昭和33年4月2日〜昭和34年
4月1日生まれ
●昭和23年4月2日〜昭和24年
4月1日生まれ

▽費用 無料

▽その他 詳しくは、7月下旬
に対象の方に送付した通知を
ご覧ください。

▽申込み方法 8月31日(金)(消
印有効)までに、専用申込み
はがきに必要事項を記入の
上、郵送してください。

▽申込み・問合せ 健康課健康
づくり係 ☎1971081
4 二宮350、直通558
・1183

国際姉妹都市交流 中学生海外派遣団が
マルボロウ市(米国)を訪問します



ホームステイしながら、ウイ
ットコム・スクール生徒と交
流を図るとともに、日本文化
の紹介など両市の文化理解と
友好関係の発展に寄与する活
動に携わります。

▽派遣団(敬称略)
●団長:川杉稔(増戸中学校
長)
●団員など:坂牧佑実(秋多
中)、仁井田梨沙(東中)、
三岡寛直(東中)、安西さ
くら(西中)、川内谷帆波
(西中)、多胡寿々花(御
堂中)、宮澤惟晃(増戸
中)、山下二ノノ(五日市
中)、その他市職員などが
随行します。

▽問合せ 生涯学習推進課生
涯学習係

▽費用 無料
▽申込み方法
●はがき:8月24日(金)(消印有
効)までに「生活習慣病予防
健診希望」郵便番号、住
所、氏名、生年月日、性別、
電話番号を記入の上、郵送し
てください。

●電子申請:8月24日(金)まで
市ホームページの「電子申
請」から申し込んでください。
※スマートフォンから電子申請
される場合は、次のコードか
らアクセスしてください。

電子申請用
コード



生活習慣病予防健診
(35歳〜39歳)追加募集

詳しくは、6月1日発行の広
報あきる野をご覧ください。

▽受診期間 10月31日(水)まで

▽対象 昭和54年4月1日生ま
れから昭和59年3月31日生ま
れまでの方(職場などの健診
や人間ドックなどを受ける方
受ける予定の方を除く)

電子申請用
コード



▽申込み・問合せ 健康課健康
づくり係 ☎1971081
4 二宮350、直通558
・1183